

平成31年度 国の予算・地方財政対策について

1. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保
2. 地方創生の実現に向けた財源の充実
3. 社会保障の基盤づくり
4. 防災・減災対策の推進
5. 公立小中学校施設整備のための予算確保

平成30年12月13日
全 国 市 長 会

1. 地方一般財源総額と地方交付税総額の確保

- 地方創生、子ども・子育て支援、防災・減災事業等の地方の行政運営に必要な財政需要について、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保。
- 恒常的な地方交付税の財源不足は、臨時財政対策債によることなく、地方交付税法定率の引上げを含めた抜本的な改革が必要。臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指すことが必要。

平成31年度地方財政収支見通し(仮試算)

(通常収支分)		(単位:兆円)			
区 分	30年度 A	31年度 B	増減額 B-A	仮試算の考え方	
歳 入	地方税・地方譲与税等	42.1	42.6	0.5	・「中長期の経済財政に関する試算」(内閣府)による名目成長率等を用いて試算 ・森林環境譲与税(仮称)200億円(新規)を含む
	地方交付税	16.0	15.9	△0.1	地方公共団体金融機構の準備金活用の減等
	国庫支出金	13.7	13.9	0.3	社会保障費等の増
	地方債	9.2	9.4	0.1	
	うち 臨時財政対策債	4.0	4.1	0.1	既発債の元利償還金の増等
	その他	5.9	5.9	0.0	30年度同額
	計	86.9	87.7	0.8	
	一般財源	62.1	62.7	0.6	
	(水準超経費除き)一般財源	60.3	60.8	0.5	(交付団体ベース)

注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減額が一致しない場合がある。

(通常収支分)		(単位:兆円)			
区 分	30年度 A	31年度 B	増減額 B-A	仮試算の考え方	
歳 出	給与関係経費	20.3	20.4	0.1	H30給与改定所要額(人事院勧告(平成30年8月10日))の増
	一般行政経費	37.1	37.9	0.8	社会保障費等の増
	補助	20.2	20.8	0.6	
	単独	14.1	14.3	0.2	
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.6	0.0	
	まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	
	重点課題分	0.3	0.3	0.0	
	投資的経費	11.6	11.6	0.0	
	公債費	12.2	12.0	△2.0	
	その他	5.7	5.9	2.9	
	計	86.9	87.7	1.0	
	一般歳出計	71.3	72.3	1.4	

注) 消費税率引上げに伴う歳出・歳入の増については仮試算に含めていない。

2. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- 地方創生の実現のためには、地域の実情に応じた息の長い取組が必要。
- まち・ひと・しごと創生事業費(1兆円)の拡充・継続が不可欠。
- その算定に当たっては、努力しても成果の出にくい過疎地など条件不利地域や財政力の弱い団体に対する配慮が必要。
- 地方創生推進交付金の総額確保(1,150億円)はもちろん、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和など弾力的な運用を図るべき。

地方創生推進交付金

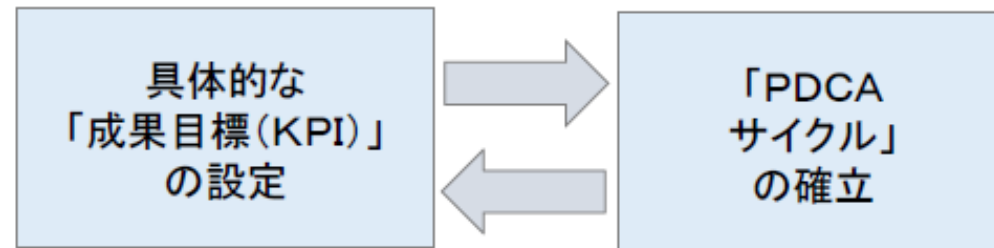
地方創生推進交付金(内閣府地方創生推進事務局)
31年度概算要求額 **1,150億円**【うち優先課題推薦枠252.0億円】
(30年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※本交付金のうち100億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行



3. 社会保障の基盤づくり

- 急速に進む少子高齢化という現状に鑑み、2019年10月に消費税率10%へ確実に引上げ。
- 教育の無償化については、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保するとともに、その実施に当たっても、地方交付税による確実な財政措置や認可外保育施設の質の確保などの課題について、地方と十分協議すること。

幼児教育の無償化について(平成30年12月3日・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)

幼児教育無償化に係る財政措置等については、「幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)」をベースとして、以下の方針で対応する。

① 幼児教育無償化の実施に要する経費について

- 消費税10%への引上げに伴い地方へ払い込まれる地方消費税の増収分が平成31年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。
- また、幼稚園(未移行園)及び新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

※幼稚園(未移行園)については、今般の幼児教育無償化の実施に併せ、現行の段階的無償化に係る負担割合についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

② 幼児教育無償化の実施に要する事務費について

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度(平成31年度)及び2年目(平成32年度)の導入時に必要な事務費について全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間(~平成35年度)に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

次項へつづく



3. 社会保障の基盤づくり

幼児教育の無償化について(平成30年12月3日・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省)

③ 幼児教育無償化の実施に要するシステム改修費について

- システム改修経費については、平成30年度予算で既に192億円を計上しており、この予算を活用して、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。

④ 幼児教育無償化の実施に係る地方財政計画及び地方交付税の対応について

- 幼児教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

⑤ 認可外保育施設の質の確保・向上について

- 児童の福祉の確保を目的とする現行の児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下同じ）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村の実務者による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 無償化法の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置く。

⑥ 幼児教育の無償化に関する協議の場の設置について

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。

4. 防災・減災対策の推進

- 近年、自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる事態。
- 国土強靱化の推進に向け、道路、河川等の社会資本整備を集中的に推進するため、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金等の予算を十分に確保するとともに補正予算を含めた機動的な対応が必要。
- 地方においても計画的に対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債を充実するとともに、地方単独事業に係る地方財政措置を拡充するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分に確保。

直近の主な災害状況

	時期	概要	主な被害状況	
			人的被害	住家被害
大阪府北部地震	6月18日	マグニチュード6.1 最大震度6弱	死者4名、 重傷15名、軽傷419名	全壊9棟、半壊87棟、一部破損27,096棟
平成30年7月豪雨	6月28日～7月8日	1時間最大降水量129.0㎜ 最大瞬間風速43.7m/s	死者224名、行方不明者8名、 重傷109名、軽傷315名	全壊6,695棟、半壊10,719棟、一部破損3,707棟、 床上浸水8,640棟、床下浸水21,576棟
平成30年台風第20号	8月20日～8月24日	1時間最大降水量89.5㎜ 最大瞬間風速52.3m/s	重傷2名、軽傷27名	一部破損47棟、 床上浸水6棟、床下浸水22棟
平成30年台風第21号	9月3日～9月5日	1時間最大降水量92.0㎜ 最大瞬間風速58.1m/s	死者14名、 重傷46名、軽傷897名	全壊26棟、半壊189棟、一部破損50,083棟、 床上浸水66棟、床下浸水505棟
平成30年北海道胆振東部地震	9月6日	マグニチュード6.7 最大震度7	死者41名、 重傷18名、軽傷731名	全壊409棟、半壊1,262棟、一部破損8,463棟
平成30年台風第24号	9月28日～10月1日	1時間最大降水量96.0㎜ 最大瞬間風速56.6m/s	死者1名、行方不明者1名、 重傷22名、軽傷173名	全壊14棟、半壊94棟、一部破損1,749棟、 床上浸水22棟、床下浸水115棟

国土強靱化(安倍・総理大臣所信表明演説)[抜粋]

【平成30年10月24日、第百九十七回国会】

- 電力や交通など、生活に欠かせないインフラの総点検を進めます。その結果を踏まえ、災害時にしっかりとライフラインが維持されるよう、強靱なインフラを創り上げてまいります。
- 更には、治山・治水、ため池の改修など、防災・減災、国土強靱化のための対策を年内に取りまとめ、三年間集中で実施いたします。強靱な故郷、誰もが安心して暮らすことができる故郷を創り上げてまいります。

平成30年7月豪雨災害に関する緊急要請

【平成30年7月25日、全国市長会】

2. 河川管理、土砂災害対策等強化のための予算確保
 - (1) 全国の河川関係施設や土砂災害防止施設、ため池などの総点検を早期に実施するとともに、施設の整備や補修等必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

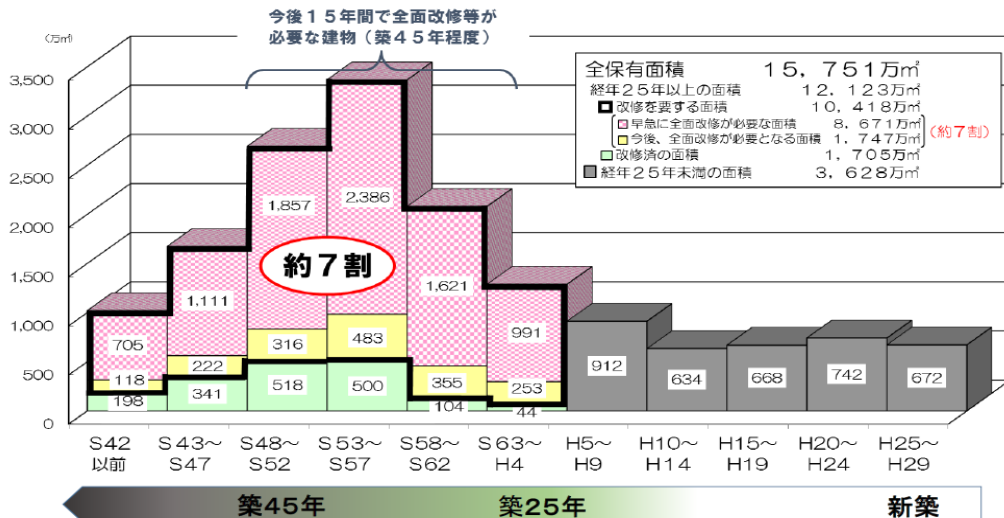
5. 公立小中学校施設整備のための予算確保

- 公立小中学校施設の1割超は、築45年以上で改修を要する施設。さらに、今後15年で第二次ベビーブーム期建設の施設の更新時期が一斉に到来。
- 一方、国の当初予算額は大幅に減少(平成10年度1,731億円→平成30年度682億円)。
- 新增築・老朽化対策等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保するとともに、対象事業拡大、補助率及び補助単価の引上げ等の財政措置の拡充が必要。
- 特に、トイレ改修、給食施設整備等について十分な財政措置が必要。

公立学校施設の老朽化の現状

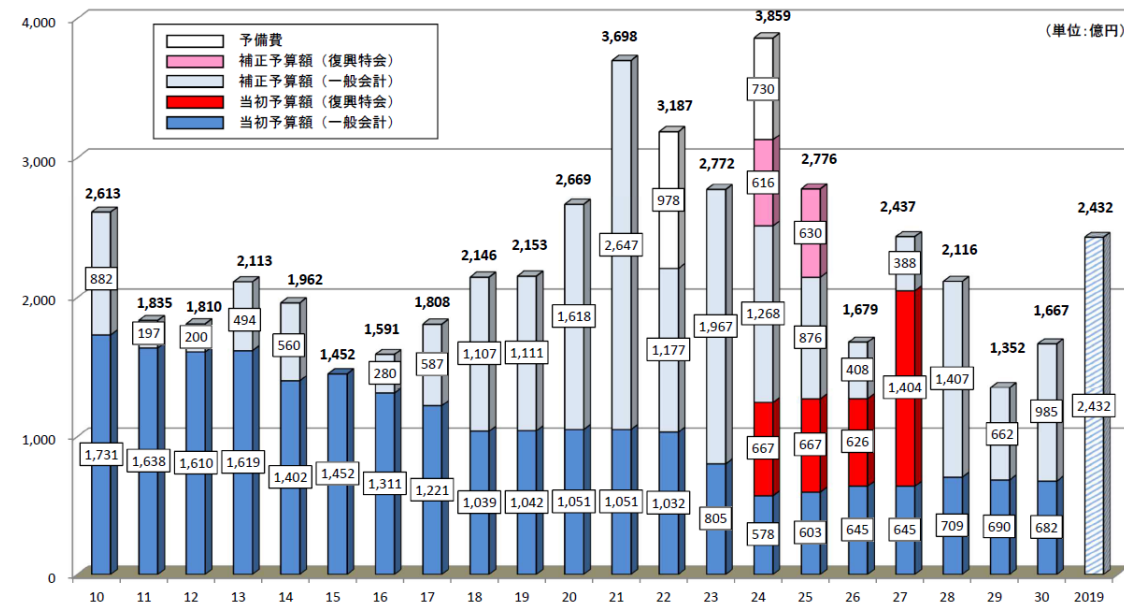
- ・現在、築45年以上で改修を要する公立小中学校施設が既に1割を超えている
- ・今後15年で、第二次ベビーブーム期に建てられた施設の更新時期が一斉に到来

平成29年5月1日現在



公立学校施設整備費予算額の推移(平成10年度~2019年度概算要求)

※沖縄分については内閣府において計上



(注) 平成13年度、20年度、21年度、23年度の補正予算額は1次補正、2次補正、3次補正の合算(21年度については執行停止額を含む)。平成24年度予備費は経済危機対応・地域活性化予備費(149億円)と東日本大震災復興特別会計予備費(581億円)の合算。端数四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

	【一般会計+復興特会】(単位:億円)			
	24	25	26	27
予備費	730			
補正予算	1,884	1,506	408	388
当初予算	1,246	1,271	1,271	2,049